

三条市都市計画道路の見直し案について

三 条 市

1. 都市計画道路

(1) 都市計画道路とは

都市計画道路は、都市計画法に基づいて、長期的視野を持って都市像を検討し、あらかじめルート・幅員などが決められた道路である。それは都市の骨格を形成し、近隣住区等における主要な道路または外郭となる道路である。これは道路法に基づいて定められている市道などの区分とは異なる。都市計画道路を定めることで広い道路ができ、人と車の流れを円滑にし、産業活動を活発にする利点などがある。

都市計画道路の種類は、機能に応じて「自動車専用道路」、「幹線街路」、「区画街路」、「特殊街路」の4つに分かれている。三条市では、全路線は41路線、延長は約75kmの都市計画道路が計画決定されており、その内「幹線街路」が32路線、「区画街路」が9路線であり、「自動車専用道路」と「特殊街路（自転車歩行者道や駅自由通路等）」はない。



写真 3・4・10 新保裏館線
(三条市役所付近)



写真 7・6・6 側道3号線
(北三条駅付近)

(2) 都市計画道路の区域内における制限

都市計画道路の区域内では下記のような建築制限が設けられている。建築行為を行う場合には、都市計画法により市長の許可を受ける必要がある。

- 2階建て以下で、かつ、地階を有しないこと。(3階建て以上は不可)
- 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造、その他これらに類する構造であること。(鉄筋コンクリート造は不可)

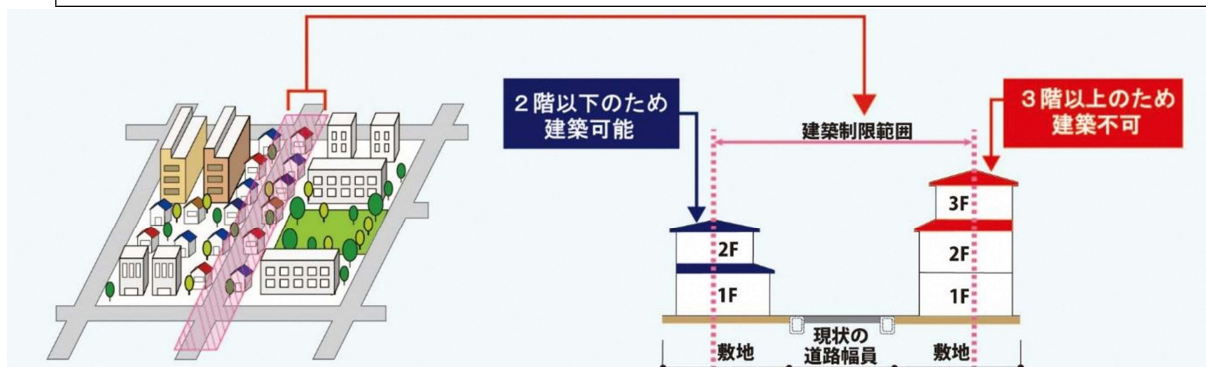


図 都市計画道路の制限のイメージ

2. 都市計画道路を見直す目的

【解決すべき課題】

●都市計画道路の必要性の検証

都市計画決定から長期間未着手のままとなっているということから、社会情勢の変化（人口減少、少子高齢化の進行、自動車交通需要の減少など）に伴う道路に求められている機能やその役割に変化が生じているかどうかを確認し、その計画の必要性を検証しなければならない状況が生じている。

●計画に対する住民意識の多様化への対応

都市計画決定から長期間未着手のままとなっているということから、長い時間的経過と共にその計画に対する住民の意識が多様化し、計画廃止や計画変更、または早期事業実施を求める声が出てくるなど、その計画についての住民の合意形成が困難になると想定される。

●長期にわたる私権の制限

都市計画が決定されると、**建築制限など私権が制限される**ことになる。都市計画道路として決定された区域内において建築物を建築する場合、県知事の許可が必要となり、また許可基準に該当するもの以外は、基本的に建築ができない。

※「新潟県都市計画道路見直しガイドライン」一部改

都市計画道路が長期にわたり事業化の見込みがない場合には、将来の土地利用計画、土地の有効利用などの面で土地所有者に与える影響が大きい。

都市計画道路の見直し

3. 都市計画道路の見直し方針

(1) 都市計画道路の見直し方針

都市計画道路の見直しについては、県がガイドラインを策定し、将来のまちづくりの観点、交通状況の変化の観点、そして道路ネットワークの形成や道路構造上の観点、で3つの見直しの基本方針を定めている。今回の都市計画道路の見直しは、これらの見直しの基本方針を踏まえ、三条市が主体となり行うものである。

■基本方針1：まちづくりの観点

- ・都市計画道路の整備により、沿線住宅等の多くが立ち退きになるなど、地域コミュニティへの影響が大きい路線
- ・現在の計画が今後のまちづくり方針と一致していない路線
- ・歴史的、文化的資産等が存在する区域がある路線

■基本方針2：交通状況の変化の観点

- ・周辺道路等の整備により、既に必要な交通機能が確保されている路線
- ・将来交通量推計の結果等から、将来的に交通量の増加が見込まれない路線

■基本方針3：ネットワーク形成や道路構造上の観点

- ・接続する都市計画道路網の見直しにより影響を受ける路線
(接続する路線の廃止によりネットワーク形成が困難となる路線)
- ・当初の都市計画が現在の基準では構造上の課題があり、整備困難となる路線

※「新潟県都市計画道路見直しガイドライン」一部改

(2) 三条市都市計画マスタープラン

三条市のまちづくりの理念や都市の将来像、都市づくりの目標などを示す「三条市都市計画マスタープラン」の中で、以下のように示しており、これらも考慮し見直しを行う。

■都市計画道路の整備

- ・都市計画道路は、将来都市構造や土地利用計画との整合性を図り、交通渋滞の解消並びに都市づくりを進める上で効果の高い路線・区間を優先的に整備する

■長期末着手都市計画道路の見直し

- ・計画決定後、原則として、20年以上未着手の路線・区間の内、ネットワーク推進路線以外は、新潟県都市計画道路見直しガイドラインに基づき、都市計画道路網の見直しを行う

※三条市内の都市計画道路は、全ての路線で当初の都市計画決定から20年以上経過している。

4. 都市計画道路見直し案

(1) 見直し案
各路線・区間について、検証を行った結果を以下に示す。

■見直し案 (1/4)

路線名	区間	延長		整備状況	見直しの 方向性	方向性の概要
		計画延長 (m)	区間延長 (m)			
3・1・1 東本成寺大島線	3・3・50 国道 8 号栄線～須頃 3（北）交差点	6,140	4,460	整備済	—	—
	須頃 3（北）交差点～大島付近		1,680	未着手 (現道あり)	継続	・渋滞解消路線等として必要である。
3・2・2 駅前通 1 号線		370	370	整備済	—	—
3・2・3 駅前通 2 号線		240	240	整備済	—	—
3・2・4 駅前通 3 号線		240	240	整備済	—	—
3・3・5 下須頃上須頃線	全区間	1,750	1,750	暫定改良済	—	—
3・3・6 前畑線		500	500	整備済	—	—
3・3・7 大島東大崎線	市境～3・5・29 東大崎上野原線	6,140	5,840	未着手 (現道なし)	継続	・渋滞解消路線等として必要である。
	3・5・29 東大崎上野原線～ 3・5・27 西大崎西本成寺線		300	未着手 (現道あり)	継続	・渋滞解消路線等として必要である。
3・3・8 八王寺須頃線	全区間	80	80	暫定改良済	—	—
3・4・9 燕東大崎線	市境～下坂井交差点付近	5,450	4,360	整備済	—	—
	下坂井交差点付近		110	未着手 (現道あり)	継続	・渋滞解消路線等として必要である。
	下坂井交差点付近～西大崎一丁目付近		450	整備済	—	—
	西大崎一丁目付近		390	暫定改良済	—	—
	西大崎一丁目付近～3・3・7 大島東大崎線		140	未着手 (現道なし)	継続	・渋滞解消路線等として必要である。
3・4・10 新保裏館線	3・5・27 西大崎西本成寺線～3・4・9 燕東大崎線	3,970	2,930	整備済	—	—
	3・4・9 燕東大崎線～3・3・7 大島東大崎線		1,040	事業中	—	—
3・4・11 東三条五ノ町線	東三条駅前～一ノ木戸校西通り線	2,170	520	未着手 (現道あり)	継続	・渋滞解消路線等として必要である。
	一ノ木戸校西通り線～ 3・4・12 一ノ木戸西本成寺線		220	未着手 (現道なし)	継続	・渋滞解消路線等として必要である。
	3・4・12 一ノ木戸西本成寺線～ 7・5・3 横町本通り線		250	未着手 (現道あり)	継続	・渋滞解消路線等として必要である。
	7・5・3 横町本通り線付近～7・6・1 昭栄 1 号線		240	整備済	—	—
	7・6・1 昭栄 1 号線～ 3・5・22 三条四日町線		230	未着手 (現道なし)	廃止に 向けた検討	・廃止をした場合でも、東西方向の交通機能は、並行する路線で対応可能である。 ・消防活動困難区域は発生しない。 ・計画法線上に神社仏閣等があり、事業が困難である。

■見直し案（2/4）

路線名	区間	延長		整備状況	見直しの 方向性	方向性の概要
		計画延長 (m)	区間延長 (m)			
3・4・11 東三条五ノ町線	3・5・22 三条四日町線～3・5・23 北三条線	2, 170	170	未着手 (現道あり)	廃止に 向けた検討	・廃止をした場合でも、東西方向の交通機能は、並行する路線で対応可能である。 ・消防活動困難区域は発生しない。 ・計画法線上に神社仏閣等があり、事業が困難である。
	3・5・23 北三条線～3・4・16 三条東本成寺線		200	未着手 (現道あり)	継続	・渋滞解消路線等として必要である。
	3・4・16 三条東本成寺線～ 3・5・24 下坂井四ノ町線		220	未着手 (現道なし)	廃止に 向けた検討	・廃止をした場合でも、東西方向の交通機能は、並行する路線で対応可能である。 ・消防活動困難区域は発生しない。
	3・5・24 下坂井四ノ町線～3・4・13 島田線		120	暫定改良済	—	—
3・4・12 一ノ木戸西本成寺線	(一) 東三条停車場線～ 3・4・11 東三条五ノ町線	2, 670	290	未着手 (現道あり)	継続	・渋滞解消路線等として必要である。
	3・4・11 東三条五ノ町線～一新橋右岸		180	未着手 (現道なし)	継続	・渋滞解消路線等として必要である。
	一新橋右岸～一新橋左岸		120	未着手 (現道あり)	継続	・渋滞解消路線等として必要である。
	一新橋～(主) 三条停車場線		550	整備済	—	—
	(主) 三条停車場線～新通川		480	未着手 (現道あり)	継続	・渋滞解消路線等として必要である。
	新通川～3・4・16 三条東本成寺線		440	未着手 (現道なし)	継続	・渋滞解消路線等として必要である。
	3・4・16 三条東本成寺線～ 3・1・1 東本成寺大島線		610	未着手 (現道あり)	継続	・渋滞解消路線等として必要である。
3・4・13 島田線	3・4・12 一ノ木戸西本成寺線付近	2, 730	40	未着手 (現道なし)	継続	・渋滞解消路線等として必要である。
	3・4・12 一ノ木戸西本成寺線付近～ 本町六丁目交差点付近		890	未着手 (現道あり)	継続	・渋滞解消路線等として必要である。
	本町六丁目交差点付近		80	暫定改良済	—	—
	本町六丁目交差点付近～石上二丁目付近		1, 590	整備済	—	—
	石上二丁目付近～3・5・26 石上興野線		130	未着手 (現道あり)	継続	・渋滞解消路線等として必要である。
3・4・14 女学校通線	3・4・11 東三条五ノ町線～ サイノカミ裏門通り	1, 330	1, 130	未着手 (現道あり)	継続	・渋滞解消路線等として必要である。
	サイノカミ裏門通り線～3・5・26 石上興野線		200	未着手 (現道なし)	継続	・渋滞解消路線等として必要である。
3・4・15 東三条塚野目線	東三条駅前～3・4・9 燕東大崎線	1, 050	710	未着手 (現道あり)	継続	・渋滞解消路線等として必要である。
	3・4・9 燕東大崎線との交差点付近		110	暫定改良済	—	—
	3・4・9 燕東大崎線との交差点付近～ 3・5・26 石上興野線との交差部付近		190	整備済	—	—
	3・5・26 石上興野線との交差部付近		40	暫定改良済	—	—
3・4・16 三条東本成寺線	全区間	1, 760	1, 760	未着手 (現道あり)	継続	・渋滞解消路線等として必要である。

■見直し案（3/4）

路線名	区間	延長		整備状況	見直しの 方向性	方向性の概要
		計画延長 (m)	区間延長 (m)			
3・4・17 西本成寺線	三条駅前～ 3・4・16 三条東本成寺線付近	1,920	1,070	未着手 (現道あり)	継続	・渋滞解消路線等として必要である。
	3・4・16 三条東本成寺線付近～ 3・1・1 東本成寺大島線		850	未着手 (現道なし)	廃止に 向けた検討	・3.4.16 三条東本成寺線より西側においては、東西方向の交通機能は、並行する路線が代替機能を有している。 ・消防活動困難区域は発生しない。 ・計画法線上に神社仏閣等があり、事業が困難である。
3・4・18 田島曲渕線	3・5・24 下坂井四ノ町線～曲渕三丁目付近	1,230	700	整備済	—	—
	曲渕三丁目付近～ 3・5・27 西大崎西本成寺線		530	事業中	—	—
3・4・19 新保月岡線	3・4・10 新保裏館線～ 3・4・18 田島曲渕線	1,900	410	未着手 (現道なし)	継続	・渋滞解消路線等として必要である。
	3・4・18 田島曲渕線～ (市)本成寺 279 号線		1,040	未着手 (現道あり)	継続	・渋滞解消路線等として必要である。
	(市)本成寺 279 号線～ 3・5・27 西大崎西本成寺線		450	未着手 (現道なし)	継続	・渋滞解消路線等として必要である。
3・4・20 須頃佐渡線		900	900	整備済	—	—
3・4・21 下須頃殿町線	3・3・6 前畑線～(市)上須頃北通り線	230	90	暫定改良済	—	—
	(市)上須頃北通り線～市境		140	未着手 (現道あり)	廃止に 向けた検討	・沿線の住宅等との高低差があり、沿道利用が困難であるとともに、並行する国道 289 号が代替機能を有している。 ・消防活動困難区域は発生しない。
3・5・22 三条四日町線	3・4・11 東三条五ノ町線～ 本町二・三丁目交差点	1,830	180	未着手 (現道あり)	廃止に 向けた検討	・3・4・11 東三条五ノ町線の廃止に向けた検討を行うことから必要性が低下する。 ・消防活動困難区域は発生しない。 ・計画法線上に神社仏閣等があり、事業が困難である。
	本町二・三丁目交差点付近		20	整備済	—	—
	本町二・三丁目交差点付近		10	暫定改良済	—	—
	本町二・三丁目交差点付近		30	整備済	—	—
	本町二・三丁目交差点付近		30	暫定改良済	—	—
	本町二・三丁目交差点付近～3・4・12 一ノ木戸西本成寺線		300	整備済	—	—
	3・4・12 一ノ木戸西本成寺線～ 3・4・17 西本成寺線		370	未着手 (現道あり)	継続	・渋滞解消路線等として必要である。
	3・4・17 西本成寺線～南四日町二丁目付近		260	整備済	—	—
	南四日町二丁目付近～南四日町三丁目付近		520	事業中	—	—
	南四日町三丁目付近～3・5・27 西大崎西本成寺線		110	整備済	—	—
3・5・23 北三条線	3・5・25 荒町北中線～北三条駅前	530	360	整備済	—	—
	北三条駅前～ 3・4・11 東三条五ノ町線		170	未着手 (現道あり)	継続	・渋滞解消路線等として必要である。
3・5・24 下坂井四ノ町線	3・4・9 燕東大崎線～(一)三条下田線	3,190	650	未着手 (現道あり)	継続	・渋滞解消路線等として必要である。
	(一)三条下田線～(市)停車場田島線		610	暫定改良済	—	—
	(市)停車場田島線～信越本線交差部付近		200	未着手 (現道なし)	継続	・渋滞解消路線等として必要である。
	信越本線交差部付近～一ノ門交差点		180	暫定改良済	—	—

■見直し案（4/4）

路線名	区間	延長		整備状況	見直しの 方向性	方向性の概要
		計画延長 (m)	区間延長 (m)			
3・5・24 下坂井四ノ町線	一ノ門交差点～3・4・10 新保裏館線	3,190	570	整備済 (暫定改良済 5m 含)	—	—
	3・4・10 新保裏館線～(主)三条停車場線		230	暫定改良済	—	—
	(主)三条停車場線～(市)広常小路線		280	整備済	—	—
	(市)広常小路線～3・4・11 東三条五ノ町線		470	暫定改良済	—	—
3・5・25 荒町北中線		2,080	2,080	整備済	—	—
3・5・26 石上興野線	3・4・13 島田線～(市)江上裏門 6 号線	2,550	340	未着手 (現道あり)	継続	・渋滞解消路線等として必要である。
	(市)江上裏門 6 号線～(市)石原道 1 号線		130	未着手 (現道なし)	継続	・渋滞解消路線等として必要である。
	(市)石原道 1 号線～(市)新光大坪 5 号線		370	未着手 (現道あり)	継続	・渋滞解消路線等として必要である。
	(市)新光大坪 5 号線～3・4・9 燕東大崎線		1,710	未着手 (現道なし)	継続	・渋滞解消路線等として必要である。
3・5・27 西大崎西本成寺線	3・3・7 大島東大崎線～(市)西大崎漆島線	5,150	140	未着手 (現道なし)	継続	・渋滞解消路線等として必要である。
	(市)西大崎漆島線～五十嵐川右岸		520	未着手 (現道あり)	継続	・渋滞解消路線等として必要である。
	五十嵐川右岸～(一)大面保内線		370	未着手 (現道なし)	継続	・渋滞解消路線等として必要である。
	(一)大面保内線～3・1・1 東本成寺大島線		4,120	整備済	—	—
3・3・28 国道 403 号線	3・3・7 大島東大崎線～(一)塚野目代官島線	5,560	1,860	事業中	—	—
	(一)塚野目代官島線～市境		3,700	暫定改良済	—	—
3・5・29 東大崎上野原線		1,000	1,000	整備済	—	—
3・5・30 下坂井西大崎線	3・5・24 下坂井四ノ町線～(一)三条下田線	1,340	690	整備済	—	—
	(一)三条下田線～(一)大面保内線		250	未着手 (現道なし)	継続	・渋滞解消路線等として必要である。
	(一)大面保内線～(市)大崎 325 号線		200	未着手 (現道あり)	継続	・渋滞解消路線等として必要である。
	(市)大崎 325 号線～ 3・5・27 西大崎西本成寺線		200	未着手 (現道なし)	継続	・渋滞解消路線等として必要である。
3・3・50 国道 8 号栄線	3・1・1 東本成寺大島線～猪子場新田付近	5,130	510	整備済	—	—
	猪子場新田付近～一ツ屋敷交差点		3,900	事業中	—	—
	千把野交差点付近～市境		720	整備済	—	—
3・4・51 半ノ木一ツ屋敷線		1,400	1,400	整備済	—	—
7・6・1 昭栄 1 号線		150	150	整備済	—	—
7・6・2 昭栄 2 号線		80	80	整備済	—	—
7・5・3 横町本通り線		40	40	整備済	—	—
7・6・4 側道 1 号線		80	80	整備済	—	—
7・6・5 側道 2 号線		480	480	整備済	—	—
7・6・6 側道 3 号線	北三条駅前	470	80	暫定改良済	—	—
	北三条駅前～3・4・10 新保裏館線		390	整備済	—	—
7・6・7 側道 4 号線		400	400	整備済	—	—
7・6・8 側道 5 号線		210	210	整備済	—	—
7・6・9 側道 6 号線		400	400	整備済	—	—

※延長：三条市資料及び図測

(2) 廃止・変更区間

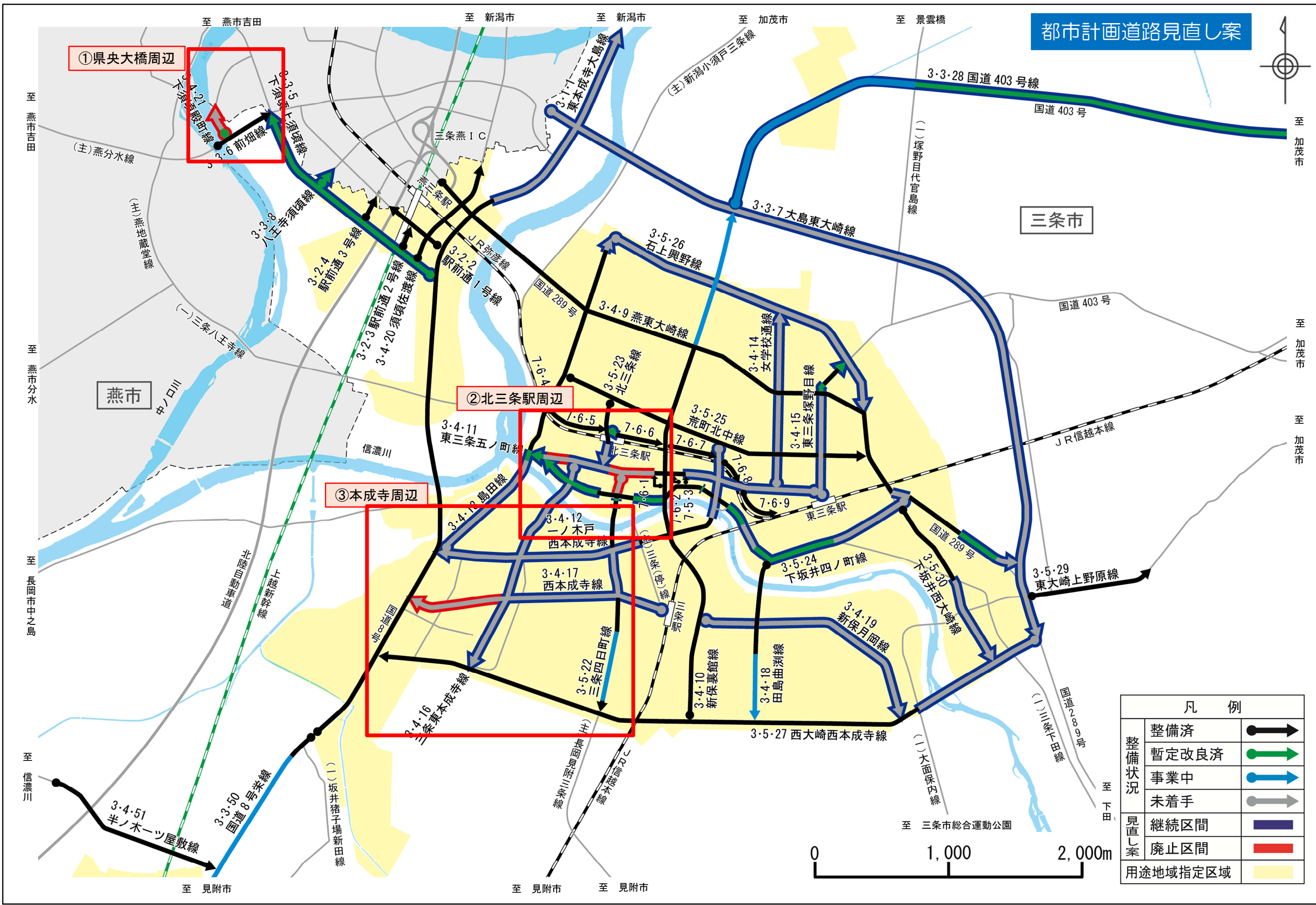
三条市における都市計画道路見直し案について以下に示す。

①県央大橋周辺で1路線、②北三条駅周辺で2路線、③本成寺周辺で1路線の3地区合計4路線の見直しを行いたいと考えている。

表 見直し案

地区	各路線の見直し案
① 県央大橋周辺	3・4・21 下須頃殿町線の全線廃止
② 北三条駅周辺	3・4・11 東三条五ノ町線の一部廃止 3・5・22 三条四日町線の一部廃止
③ 本成寺周辺	3・4・17 西本成寺線の一部廃止

都市計画道路見直し案



凡 例	
整備状況	整備済
	暫定改良済
	事業中
	未着手
見直し案	継続区間
	廃止区間
用途地域指定区域	

① 県央大橋周辺

(1) 現状

- ・3・4・21 下須頃殿町線は、沿線とは高低差があり、沿道利用が困難である。
- ・現道があり、整備の必要性が低い。
- ・並行する国道289号（燕市都市計画道路）が代替機能を有している。

(2) 見直し案

- ・3・4・21 下須頃殿町線を全線廃止の候補路線とし、接続している道路がある燕市と協議する。

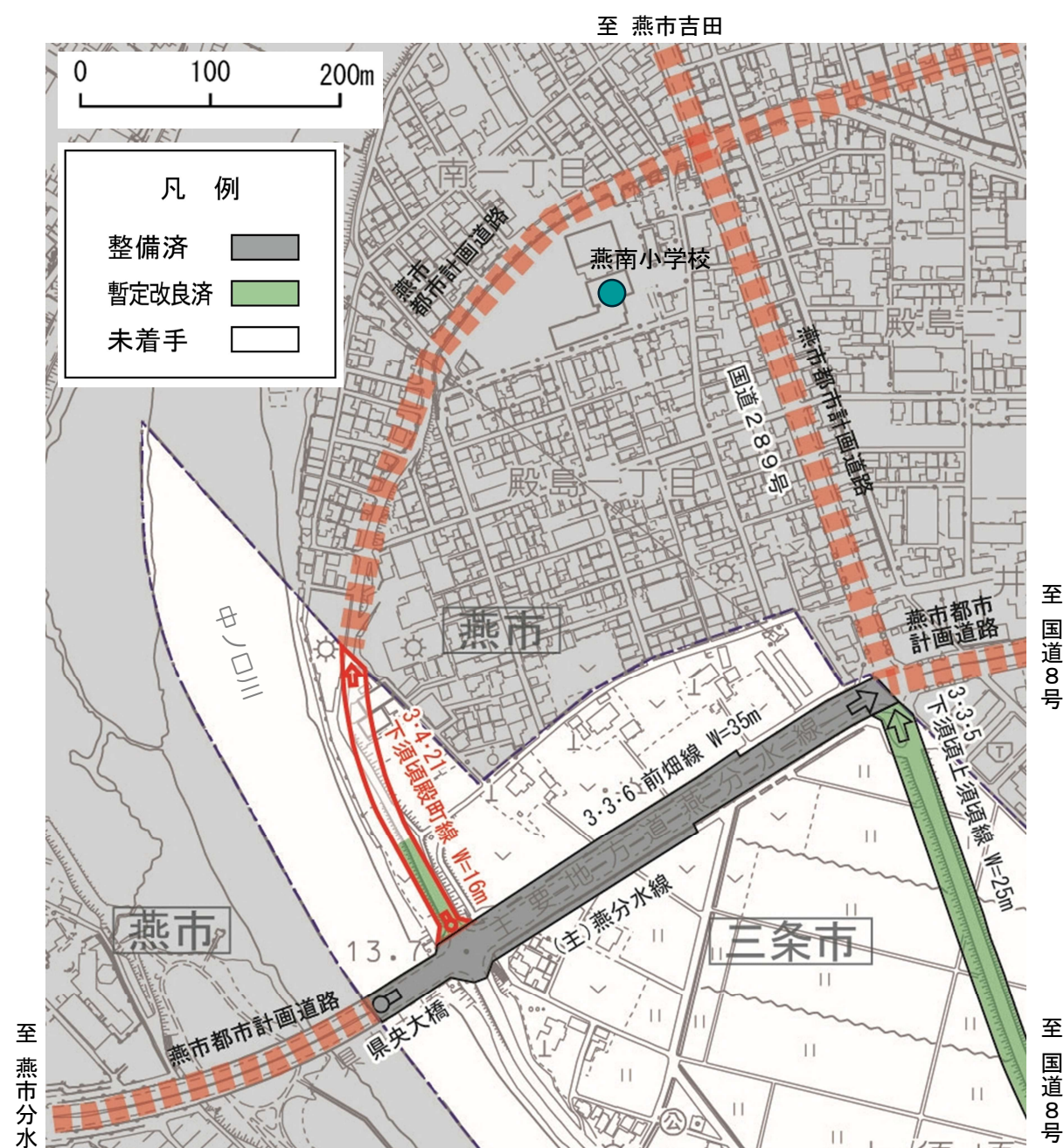


図 整備状況

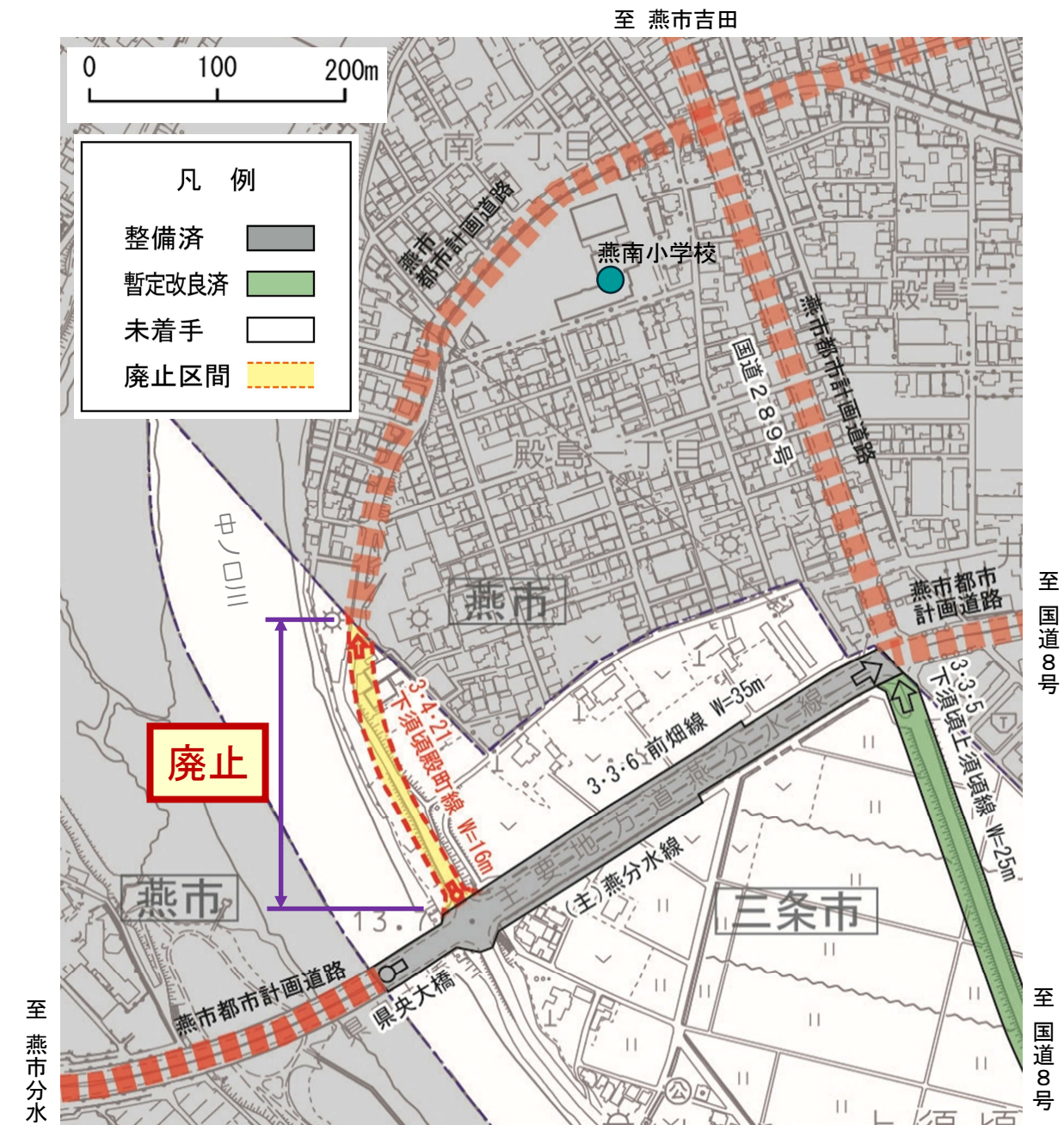
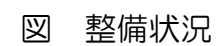


図 見直し案

(1) 現状

- ・3・5・23 北三条線は北三条駅まで整備が進んでいるが、南北方向の道路整備は進んでいない。
- ・東西方向の交通機能は並行する路線で対応可能である。
- ・消防活動困難区域は無い。
- ・南北方向の道路網の整備が必要である。
- ・3・4・11 東三条五ノ町線や3・5・22 三条四日町線は、神社仏閣等があり事業が困難である。



(2) 見直し案

- ・3・4・11 東三条五ノ町線の 7・6・1 昭栄 1 号線から 3・5・23 北三条線の①区間と 3・4・16 三条東本成寺線から 3・5・24 下坂井四ノ町線の②区間を廃止の候補区間とする。
- ・3・5・22 三条四日町線の 3・4・11 東三条五ノ町線から 3・5・24 下坂井四ノ町線の③区間を廃止の候補区間とする。
- ・3・5・23 北三条線と 3・4・11 東三条五ノ町線、3・4・16 三条東本成寺線は、南北方向を結ぶ道路網として、変更や廃止は適当ではない。



③本成寺周辺

(1) 現状

- 並行する市道一中裏通り線や 3・5・27 西大崎西本成寺線が代替機能を有している。
- 消防活動困難区域はない。
- 3・4・17 西本成寺線の 3・4・16 三条東本成寺線から 3・1・1 東本成寺大島線の区間は現道がなく、神社仏閣等があり、事業が困難である。

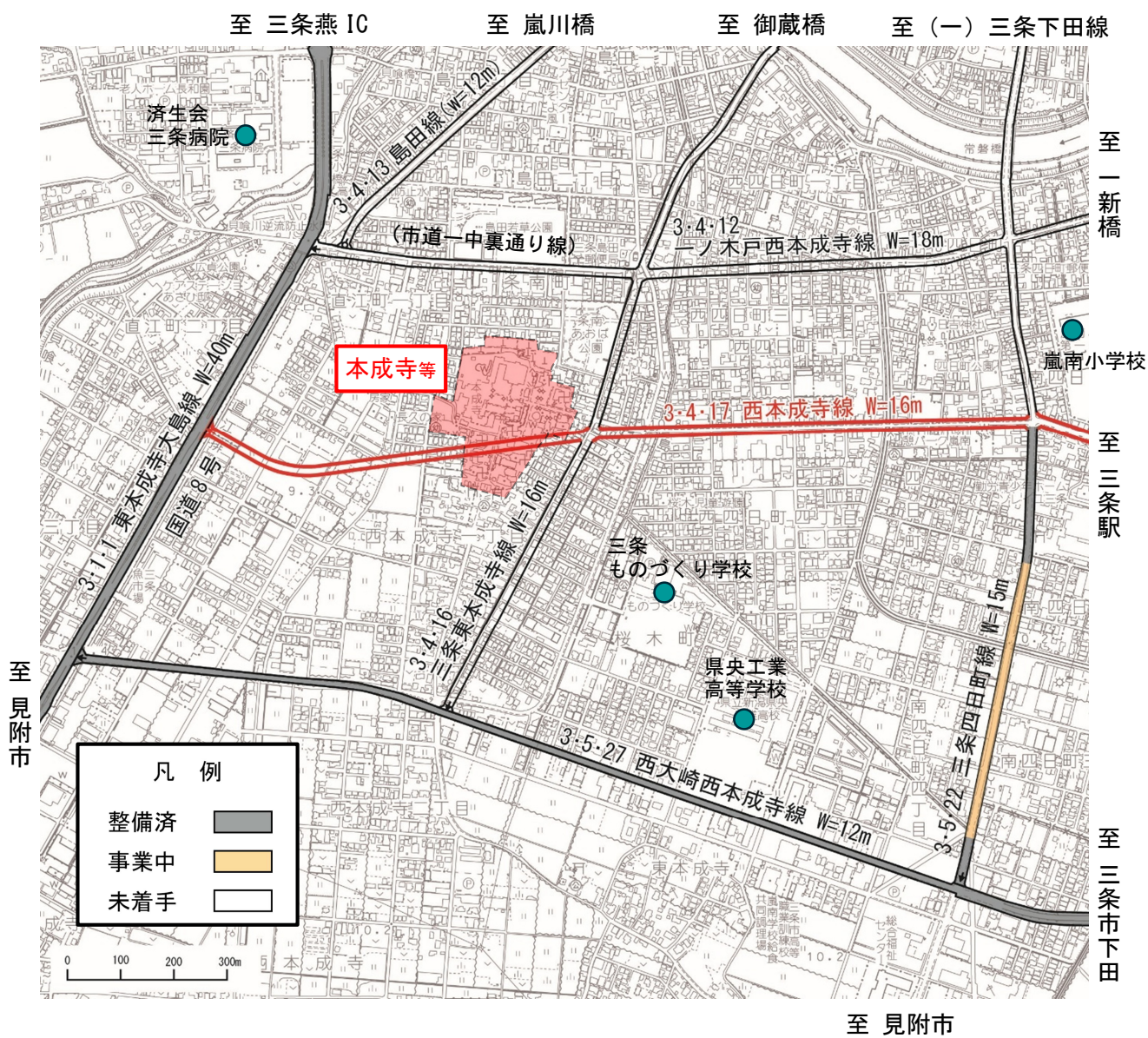


図 整備状況

(2) 見直し案

- 3・4・16 三条東本成寺線から 3・1・1 東本成寺大島線（国道8号）の区間を廃止する。

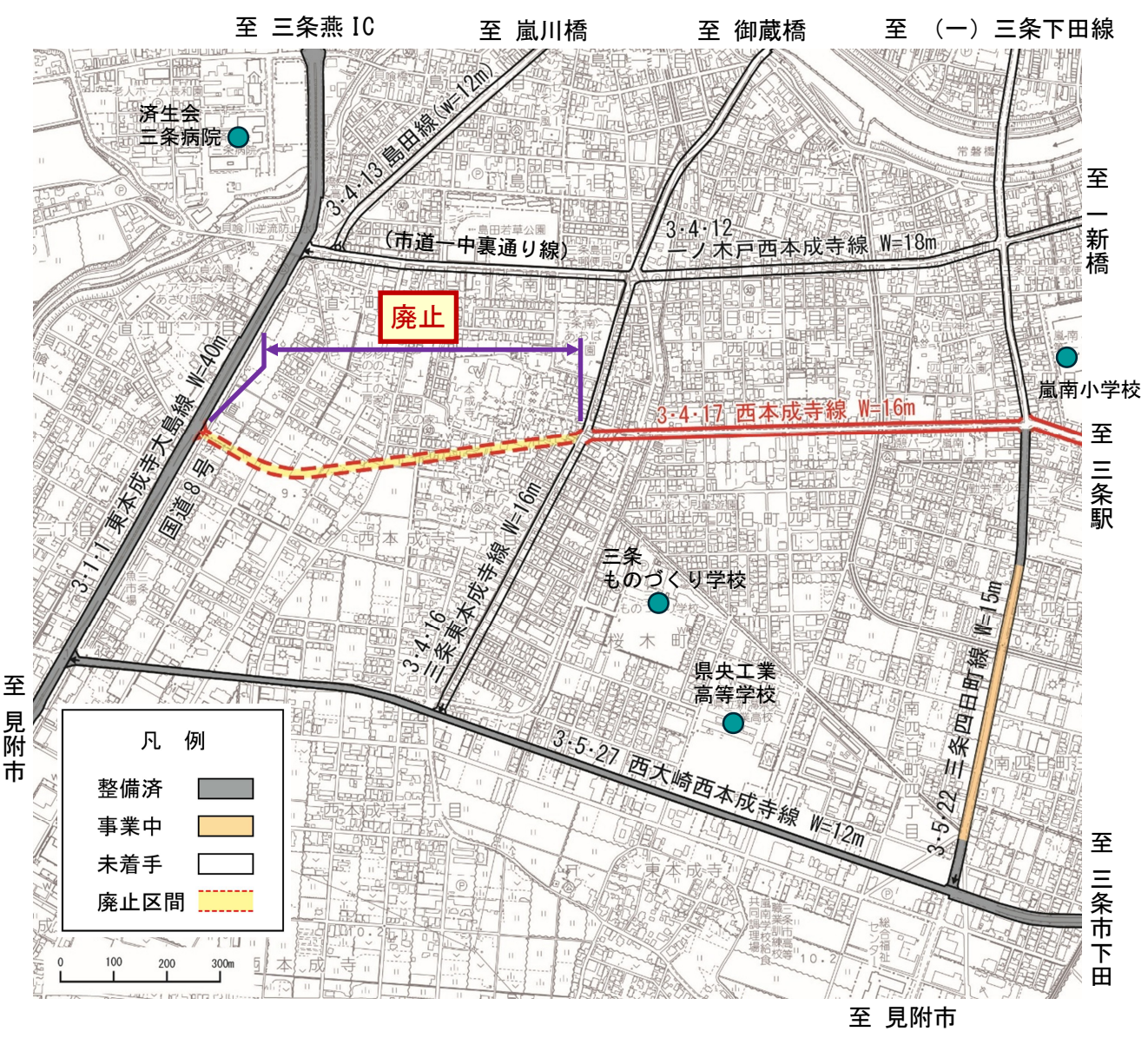


図 見直し案

5. 今後のスケジュール

【見直し案の作成・公表】

- 令和8年 8月20日・・・・・・都市計画審議会
- 令和8年 8月26日・・・・・・三条市議会（経済建設常任委員協議会）へ
説明
- 令和8年 9月頃・・・・・・パブリックコメントの実施
- 令和8年 9月頃・・・・・・住民説明会（北三条駅周辺地区）

【都市計画変更に向けた手続き】（北三条駅周辺地区）

- [再掲]令和8年 9月頃・・・・住民説明会
- 令和8年 9月・・・・・・関係機関協議
- 令和8年10月・・・・・・素案説明会
- 令和9年 2月・・・・・・都市計画審議会
- 令和9年 3月・・・・・・都市計画変更

・
・
・